

## 学生の経済的支援の在り方に関する検討会 第2回検討会以降に各委員から寄せられたご意見

### 【中村委員】

#### ○5月23日メール文面要旨

・第2回検討会で給付型奨学金制度導入ありきの議論がなされていたことに疑問がある。奨学金を貸与し返還するという現行のシステムには教育的側面がある。あえて給付型奨学金にこだわる理由はなぜなのか。

・財政状況が厳しい中では、給付型奨学金を導入するよりも、現行の貸与型奨学金制度をより学生のニーズにあったものにするの方が現実的。特に

- ① 「進路選択に大きく影響する貸与の有無の決定時期と貸与額」、
- ② 「入学金等を含む進学にかかる全ての費用を賄うことができる貸与時期」、
- ③ 「有利子を全て無利子とし、全ての貸与者に『所得連動返済型の無利子奨学金制度』を適用できるようにする」

は急務の対応を希望する。

・日本の人口減少期において、1人でも多くの留学生の存在は、今後の日本の発展を支える大きな要素の1つではある。しかし経済的に困窮な日本の家庭が多い現状では、留学生の支援よりも日本人への経済的支援の方を優先すべきなのではないか。

#### ○6月3日補足意見(添付ワードファイル文面)

先ず、「給付制度ありきの会の進め方」への疑問を指摘しましたが、決して給付制度の導入を否定する意図はなく、能力および意欲が高い高校生が専門学校や大学に、経済的な理由で進学や修学を断念することがないようにすることが一番大事であり、当然、給付制度をその一つの手段として検討することは必要でしょう。

ただし、検討会の議論でも様々な意見がでましたが、給付制度については、多くの論点があり、短期間で整理できるのか、専門学校生はどのような位置づけになるのか、疑問を持ちます。専門学校生の立場としては、是非、給付制度の対象に専門学校生の**業績優秀者も評価する仕組み**にさせていただくことを強く希望します。専門学校卒で、社会で活躍する人は多くいます。業績優秀者を評価する統一基準を作ることは難しく、日本学生支援機構や国は評価できないと思います。現実的には学校で推薦する形になるでしょうが、入学前に、業績優秀者として予約的に権利が与えられるようでは、我々の専門学校へ進学する人が給付制度の対象になることは、なかなか難しいと思います。

是非、業績優秀者が給付の給付制度の対象になるような制度にすることをお願いしたい。

また、現状の貸与制度の「予約採用」について、中学校の段階で、高等学校から高等教育機関への進学を考える家庭もありますので、その周知は中学校の段階まで前倒しするこ

とを希望します。

さらに、貸与の決定時期や貸与額は、家計が厳しい世帯の保護者や生徒本人にとって、進路を決定する重要な判断材料になります。高校3年制で「予約採用」が決定される現行の制度では、時期的に遅く、早々に進学を断念するなどの影響もでてきますので、全体的に時期を前倒しする必要があります。

なお、「**奨学金の貸与時期**」が入学後では、入学金、前期学費・教材費等の納付時期に間に合わず、検討会でも指摘したとおり、労金の融資を活用することになるのです。一時的には救済されますが、学力や家計の基準上、無利子貸与の基準に該当する学生は、有利子貸与の入学時特別増額貸与奨学金も申請することになります。また、有利子貸与の学生も、日本学生支援機構から奨学金が振り込まれる間、貸与を受けた翌月から最低でも融資の利子を毎月負担することになります。

こうした問題解決のためには、貸与額は入学金を含む全てを賄うことができる金額にし、かつ、貸与時期を進学先への納付時期に前倒しする必要があります。

なお、日本学生支援機構の返済につきましても、有利子貸与を廃止し、全てを無利子貸与にし、「**所得連動返済型**」を奨学金全体に導入して、生活困窮者から無理な取立てにならない教育的配慮をいただきたい。これにより、学び直しの社会人にも貸与枠が拡充し、より充実した奨学金制度となります。

最後に、先日も日本経済新聞に掲載されていた「**児童福祉施設出身者**」の大学、専門学校中退率が3割以上。その最も多いのが経済的理由。18歳で施設から社会へ、その後自活しながら、大学、専門学校へ通学する。親族から経済的支援が受けられなく、長時間のアルバイトを強いられる生活。「子どもの貧困対策」法案に是非盛り込んでいただき、経済や生活面の支援を拡充し、教育機会均等に取り組んでいただきたい。

#### 【前原委員】

##### ○5月29日電話内容要旨

- ・現在の奨学金の貸与基準に問題がある。自営業者の家庭の方が、サラリーマン家庭よりもはるかに基準をクリアし易くなっている。
- ・現在の奨学金制度は貸与対象を拡げすぎている一方、本来支援すべき学生を支援できていない。学習意欲のある、本当に支援すべき学生には奨学金を「給付」するべき。専修学校の学生へも優秀な学生に対しては基準を設けて給付するべき。
- ・外国人留学生に支援するよりも、日本人の支援の充実をという指摘もあるようだが、日本に来る外国人留学生を支援し、日本を好きになってもらうことは重要であり、国益にもかなうものである。また、日本人の海外留学を国が支援することも重要である。

## 【濱田委員】

### ○5月31日メール文面要旨

- ・第2回検討会では必ずしも給付型奨学金導入にこだわっていたとは思わない。自身の意見としては「給付型」、「貸与型」両制度の併置を望む。
- ・中村委員のご意見の①～③については、段階的に検討し、可能なものから実現を期すべきものと思う。
- ・留学生への経済的支援は日本人学生への経済的支援とはプラス・マイナスで処理すべき問題ではないのではないか。

## 【小林主査】

### ○6月3日添付ワードファイル文面（抜粋）

#### ■給付奨学金の必要な理由

##### (1) ローン負担とローン回避

低所得層ほどローン負担感が重く、ローン回避傾向がある（学会発表資料12）。これを防ぐためには、給付奨学金が有効。

##### (2) 現在の貸与奨学金は中所得層が最も多く借りており、低所得層にはこれ以上拡大する可能性は低い。（同17）

(3) 所得再分配機能を果たす。特に補助金（国立大学運営費交付金・私学補助）は、高所得層の多い大学の場合には逆進性を持つ。これに対して給付奨学金は累進性をもつ。

(4) 優秀な学生への顕彰（ニードベースにメリットベースを併用する基準で）。

(5) 回収コストが不要、ただし選抜コストは高くなる。

(6) 未返還の問題なし。これ以上の返還のペナルティの強化は返還につながらず、社会的反発の方が強まる恐れがある。

(7) 教育は単なる消費ではなく、未来への投資であり、社会経済の発展に貢献する。

(8) 専門学校などで職業的スキルを身につければ、失業や低位雇用（underemployment）の可能性を低くすることができ、給付奨学金はこのためにも有効。貧困・雇用対策など社会保障政策として意義。

(9) 留学生に対する給付奨学金は国や大学などがかなり実施している（国はさらに拡充の方針）ので、日本人学生に対する学生支援との格差が問題となりうる。

(10) 少子化の大きな要因の一つが教育費であることは各種の調査から示されている。教育費負担の軽減は少子化対策としても意義がある。

#### ■給付奨学金の受給基準

学力（高校評価、大学GPA、大学入試センター試験）

学力以外（教育機関による推薦）

インセンティブ（入学後の成績、業績など）

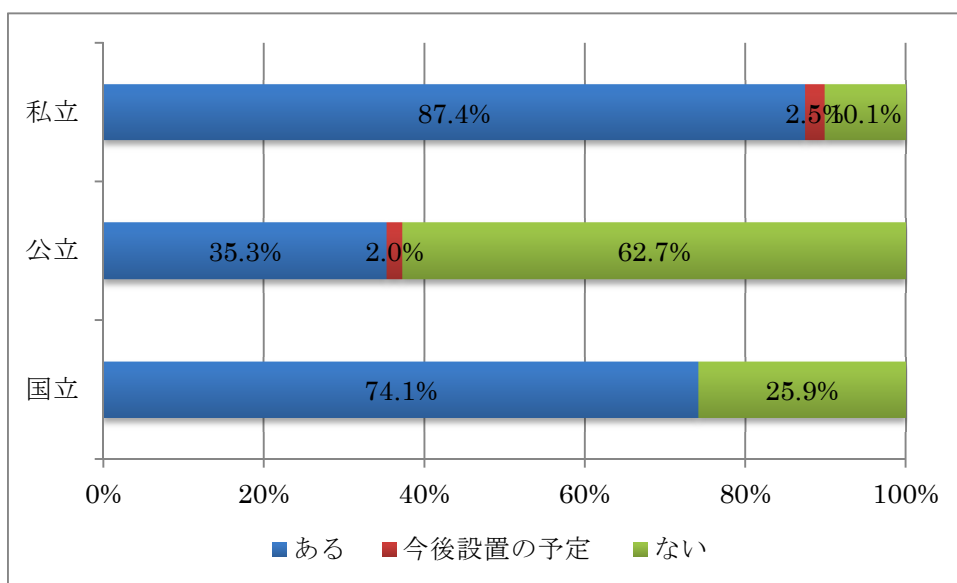
## ■受給方法

授業料に充当する。この場合、授業料免除との区別について、さらに検討する必要があるのでは。

### 授業料減免と給付奨学金の相違

授業料減免では、国の政策という点が曖昧になる。特に私立大学では2分の1補助なので、大学の施策と見られる可能性が高い。

大学独自奨学金の実施状況



（出典）小林・吉田・劉「奨学金制度に関する学長調査報告」『カレッジマネジメント』177号、2012年。

### 給付型奨学金と予約返還免除型奨学金について

1年を単位とすれば、あまり大きな差はないことになる。入学前に給付型の受給決定と入学前に予約返還免除の決定、予約返還免除の実際の決定は、1学年の終了時となる）

### ■その他の中村委員の提案について

（1）進路選択に大きく影響する貸与の有無の決定時期と貸与額

予約採用を原則とし、予約採用の比率を徐々に上げていく。

（2）入学金等を含む進学にかかる全ての費用を賄うことができる貸与時期

予約採用によって、可能かどうか検討。

（3）有利子をすべて無利子貸与にし、全ての貸与者に「所得が連動返済型の無利子奨学金制度」を適用できるようにする。

方向としては、望ましいが、第2種奨学金を無利子にできるか検討を要する。

「別件ですが、日本の人口減少期において、1人でも多くの留学生の存在は、今後の日本の発展を支える大きな要素の一つだと思いますが、あえて、私費留学生に対する国の経済的支援ですが、現在の経済的困窮な日本の家庭が多い中で、留学生に支援する前に、日本人の支援、少子化対策につながる若き家庭に対する経済的支援が優先ではないのでしょうか。」  
※先にも述べたが、給付奨学金について、留学生を対象としているものが多く、さらに拡充しようという施策がある。このため、日本人について、給付奨学金が必要。

### ■所得連動型返還制度について

現行の家計所得および卒業後 300 万円の基準について、根拠を示す必要。

生活保護の基準（最低生活費）家族人数や状況によって変わる 3人標準世帯で 280 万円程度。

生活保護基準に合わせて可変とすると、制度が複雑になる。

他方、長期的に見ると、固定額では社会状況の変化に対応しにくい。

家計（世帯）を基準として所得連動とする。

所得が基準額（300 万円）を越えた場合  $(\text{所得} - \text{基準額} (300 \text{ 万円})) \times \text{返還割当率} (9\% \text{ など})$  とする。返還割当率は、現行の返還額とのバランスで決定する。

参考 相対的貧困

相対的貧困(Relative poverty)の OECD による定義は、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割った値、2009 年 224 万円）が全国民の等価可処分所得の中央値の半分に満たない国民(2010 年 112 万円)。

※世帯ではなく 1人あたりになっていることに注意。

### ■JASSO 奨学金について 手数料・利子上乗せの検討

### ■資料

高等教育学会発表